



## 総括図 青森都市計画高度利用地区の変更 (青森市決定)

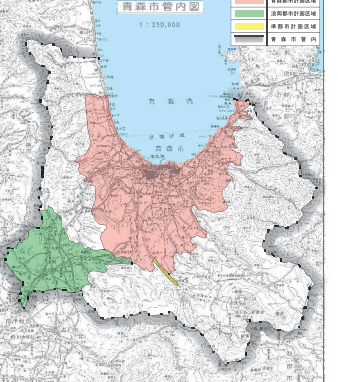
注意

- この図面の情報内容は平成30年6月現在のものです。
- 詳細に変更することがありますのでご利用にあたってはご確認ください。
- この図面は概観図ですので詳細については関係自治体の関係機関にお問い合わせください。
- 資料として掲載することはありません。

高度利用地区	
名称変更 (変更前) 第一種市街地再開発事業第一地区 (変更後) 青森駅前第一地区	約 0.3 ha
名称変更 (変更前) 第一種市街地再開発事業第二地区及びその他の地区 (変更後) 青森駅前第二地区	約 1.4 ha
高度利用地区	
中新町山手地区 (追加)	約 0.5 ha

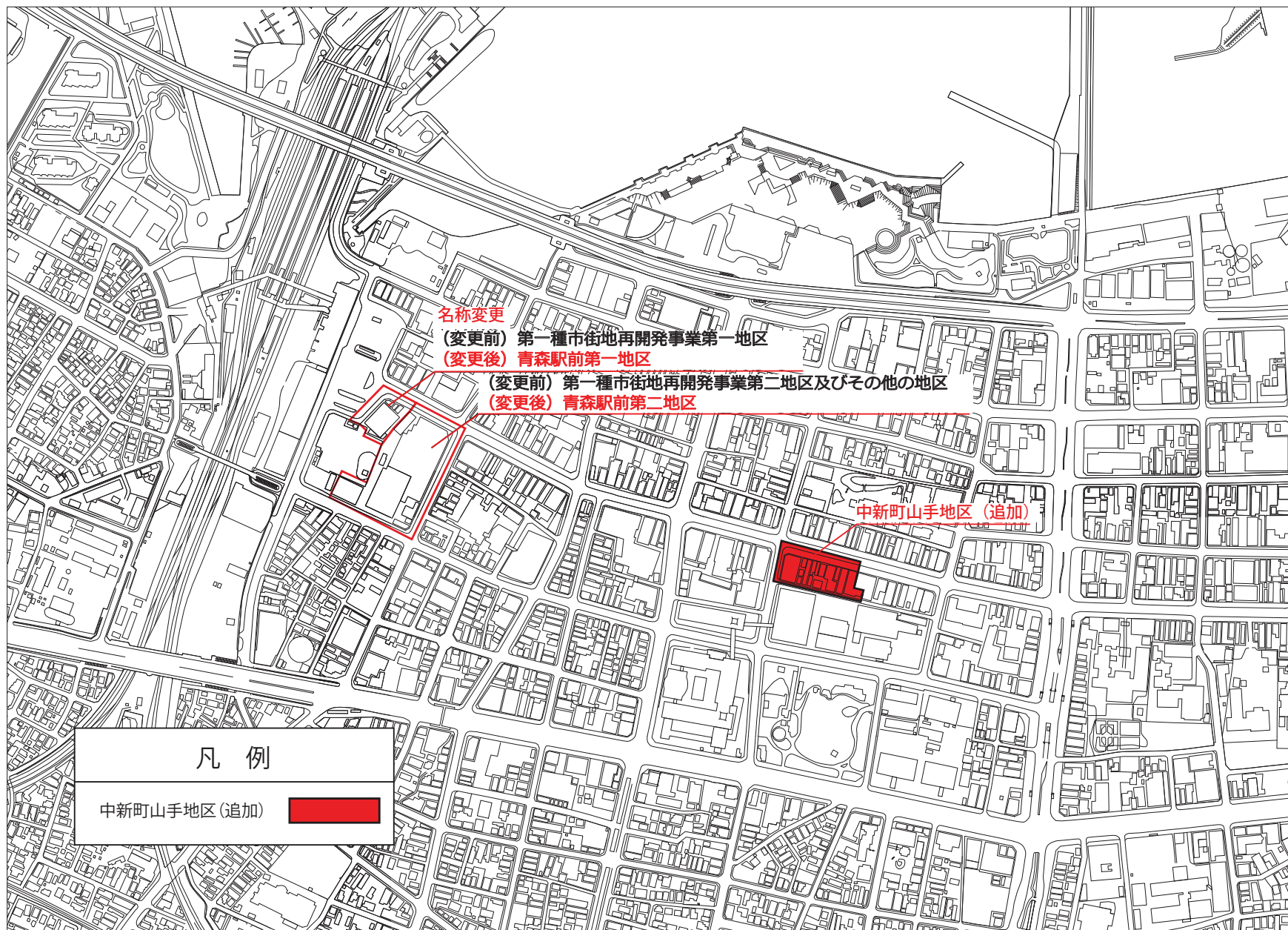
凡 例	
道路幅員	幅員 1 20m以上
	幅員 2 15m以上
	幅員 3 10m以上
	幅員 4 7.5m以上
	幅員 5 5.0m以上
	幅員 6 3.0m以上
	幅員 7 2.0m以上
第一種市街地再開発事業地区	第一種市街地再開発事業地区
第二種市街地再開発事業地区	第二種市街地再開発事業地区
第三種市街地再開発事業地区	第三種市街地再開発事業地区
第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域
第三種住居地域	第三種住居地域
商業地域	商業地域
准商業地域	准商業地域
準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域
工業専用地域	工業専用地域
臨海地域	臨海地域
公園地域	公園地域
緑地	緑地
農地	農地
農用地区域	農用地区域
第一種農用地区域	第一種農用地区域
第二種農用地区域	第二種農用地区域
第三種農用地区域	第三種農用地区域
第一種遊楽地域	第一種遊楽地域
第二種遊楽地域	第二種遊楽地域
第三種遊楽地域	第三種遊楽地域
第一種遊園地域	第一種遊園地域
第二種遊園地域	第二種遊園地域
第三種遊園地域	第三種遊園地域
第一種公園地域	第一種公園地域
第二種公園地域	第二種公園地域
第三種公園地域	第三種公園地域
第一種公園地域	第一種公園地域
第二種公園地域	第二種公園地域
第三種公園地域	第三種公園地域
第一種公園地域	第一種公園地域
第二種公園地域	第二種公園地域
第三種公園地域	第三種公園地域
第一種公園地域	第一種公園地域
第二種公園地域	第二種公園地域
第三種公園地域	第三種公園地域
第一種公園地域	第一種公園地域
第二種公園地域	第二種公園地域
第三種公園地域	第三種公園地域
第一種公園地域	第一種公園地域
第二種公園地域	第二種公園地域
第三種公園地域	第三種公園地域
第一種公園地域	第一種公園地域
第二種公園地域	第二種公園地域
第三種公園地域	第三種公園地域

公 道 表	
路線名	規格
青森駅前第一地区	10m
青森駅前第二地区	10m
中新町山手地区	10m





# 計画図 青森都市計画高度利用地区の変更（青森市決定）



1:2,500 (A1)

## 青森都市計画高度利用地区の変更（青森市決定）

青森都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種類		面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備考
高度利用地区	青森駅前第一地区	約 0.3ha	70/10	30/10	7/10	200 m <sup>2</sup>	建築物の1階部分の壁面の位置は、都市計画道路（3・4・9）の境界から2mとする
	青森駅前第二地区	約 1.4ha	60/10		8/10		
	中新町山手地区	約 0.5ha	60/10	20/10	8/10	200 m <sup>2</sup>	

注）ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあつては、1/10、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物又は第 5 項第 1 号に該当する建築物にあつては、2/10 を加えた数値とする。

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

（理由）

本地区は地区拠点区域の一つである青森駅周辺地区の骨格を成す新町通りに面し、土地の健全な高度利用及び集約化による都市機能の充実を期待される地区である。

都市機能をより魅力あるものとして充実・更新を図るとともに、本市の顔としての役割を担う当該地区にふさわしい景観を創出するため、本案のとおり変更するものとする。

新旧対象表

上段：赤書き	変更前
下段：黒書き	変更後

青森都市計画高度利用地区の変更（青森市決定）

青森都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備考
高度利用地区	第一種市街地再開発事業第一地区 青森駅前第一地区	約 0.3ha	70/10	7/10	200 m <sup>2</sup>	建築物の1階部分の壁面の位置は、都市計画道路（3・4・9）の境界から2mとする
	第一種市街地再開発事業第二地区及びその他の地区 青森駅前第二地区	約 1.4ha	60/10	30/10		
	— 中新町山手地区	約 0.5ha	60/10	20/10	8/10	200 m <sup>2</sup>

注) ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあつては、1/10、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物又は第 5 項第 1 号に該当する建築物にあつては、2/10 を加えた数値とする。

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」